○財務省令第三十号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十二日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「（以下」を「（昭和三十二年法律第二十六号。以下」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十二条の四第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項又は平成二十五年旧措置法第四十二条の四の二第二項第三号若しくは第五項第三号の規定により読み替えられた平成二十五年旧措置法第四十二条の四第三項若しくは第七項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（平成二十五年旧措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第三号中「、第二項又は第五項」を削り、同条第四号中「平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の五第一項から」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この条において「平成二十三年十二月改正法」という。）第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十三年十二月旧措置法」という。）第四十二条の五第一項から」に改め、同条第七号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同条第八号を次のように改める。

八　措置法第四十二条の五第一項から第三項まで又は第六項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の五第一項又は第六項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第四十二条の九第一項又は第二項」を「第四十二条の九第二項」に、「これら」を「同項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号を削り、同条第九号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の七第三項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（平成二十三年十二月旧措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第八号の次に次の一号を加える。

九　平成二十四年旧措置法第四十二条の六第三項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（平成二十四年旧措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第十六号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同条第十七号を次のように改める。

十七　措置法第四十二条の十二第一項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第二十二号及び第二十三号を削り、同条第二十一号を同条第二十三号とし、同条第二十号を削り、同条第十九号を同条第二十二号とし、同条第十八号中「平成二十四年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十七号の次に次の三号を加える。

十八　措置法第四十二条の十二の二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十二の二第二項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十九　措置法第四十二条の十二の三第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二の三第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第四十二条の十二の三第二項又は第三項の規定　これらの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

二十　措置法第四十二条の十二の四第一項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

第二条第二十四号を削り、同条第二十五号を同条第二十四号とし、同条第二十六号から第二十八号までを削り、同条第二十九号を同条第二十五号とし、同条第三十号を削り、同条第三十一号を同条第二十六号とし、同条第三十二号中「措置法」を「平成二十五年旧措置法」に改め、同号を同条第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　措置法第四十四条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第三十三号中「平成二十三年旧措置法」を「平成二十五年旧措置法」に、「第一号イ、ハ及びニ」を「第一号」に改め、同号を同条第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　措置法第四十五条第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

(1)　措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産